

新型コロナウイルス感染症対策のポイント

感染予防には、日常生活の中での感染防止の基本を守ることが重要です。

- 話すときは必ずマスクを着用する
- こまめに手洗いをする
- 常に換気に注意する
- 食事の際は静かにする
- 家も職場も、毎日掃除・消毒する
- 身体的距離を確保する

手洗いの方法

流水とせっけんで手洗いを頻繁に行いましょう。特に外出後は、口・鼻・目等に触る前に手洗いを徹底しましょう。

手のひら、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指、手首をこすり洗いして、水で10秒以上洗い流しましょう。手洗い後は、清潔なタオル等でよく拭きましょう。また、アルコール消毒も有効です。



手の甲 指先・爪の間 指の間 指先と手のひらをねじり洗い 手首

問合せ

保健予防課感染症予防係

☎内線430

令和3年度

特別区職員採用試験・選考日程のお知らせ

特別区人事委員会では、令和3年度特別区職員採用試験・選考を下表のとおり実施します。実施する試験・選考区分は未定です。募集人数等の詳細は、後日区報等でお知らせします。

問合せ

▶ 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

▶ 職員課人事係 ☎内線2232

▶ 採用試験ホームページ <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

採用区分	試験・選考区分		主な受験資格	申込受付期間	第1次試験日	最終合格発表日			
Ⅰ類 【一般方式】	事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気		平成2年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方（下記「※1・2」参照）	3月19日(金)～4月5日(月)	5月2日(日)	7月27日(火)…技術系(土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気)			
	福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）		平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方で、必要な資格・免許を有する方（下記「※1・4」参照）						
	心理		昭和57年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）の心理学科を卒業またはこれに相当する方（下記「※1・3・4」参照）			8月4日(水)…技術系以外			
	保健師		昭和57年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方で、保健師免許を有する方（下記「※1・4」参照）						
Ⅰ類【土木・建築新方式】	土木造園（土木）、建築		平成2年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方	6月24日(木)～7月15日(木)	9月12日(日)	7月27日(火)			
Ⅲ類	事務		平成12年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方（下記「※2」参照）			11月19日(金)			
	障害者選考（事務）		平成2年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方で、下記「※9」に該当する方（下記「※2」参照）	6月24日(木)～7月15日(木) ※郵送は6月25日(金)～7月14日(火)	9月11日(土)				
経験者	事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理	1級職	昭和37年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における業務従事歴が、直近10年中4年以上ある方（下記「※2・4・6・7・8」参照） ※令和4年3月31日時点	6月24日(木)～7月15日(木)					
	事務、土木造園（土木）、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理	2級職(主任)	昭和37年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における業務従事歴が、直近14年中8年以上ある方（下記「※2・4・5・6・7・8」参照） ※令和4年3月31日時点						
	児童福祉、児童指導、児童心理	3級職(係長級)	昭和37年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における業務従事歴が、直近18年中12年以上ある方（下記「※2・4・5・6・7・8」参照） ※令和4年3月31日時点						
就職氷河期	事務		昭和45年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた方（下記「※2」参照）						

※1

Ⅰ類の採用区分は、次の人も受験できます

(1)

平成12年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（令和4年3月までに卒業見込みの方を含む）

(2)

特別区人事委員会が（1）に掲げる方と同等の資格があると認める方（資格・免許を必要とする試験区分では、必要な資格・免許を有していること〈取得・登録見込みの方を含む〉）

※2

「事務」の試験・選考区分は、点字による出題に対応できる方も受験できます

※3

「心理」の試験区分は、次の方も受験できます ※令和4年3月までに卒業（修了）見込みの方を含む

(1)

学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において、心理学に類する学科・専攻・コース等を卒業した方

(2)

学校教育法に基づく大学院において、心理学を専攻とする課程またはこれに類する課程を修了した方

※4

「福祉」・「心理」・「保健師」・「児童福祉」・「児童指導」・「児童心理」の試験区分は、日本国籍を有しない方（出入国管理及び難民認定法別表第二〈永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者〉に掲げる在留資格を有する方、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者）も受験できます

※5

経験者2級職（主任）は、係長職への昇任を前提とした「係長職を補佐する職」です。また、3級職（係長級）は、係長、担当係長、主査またはこれに相当する職です

※6

経験者の業務従事歴は、満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限りです。1級職は、1つの民間企業等での継続した経験のみが対象（複数の経験は通算不可）。2級職（主任）は、1年以上の期間で複数の経験を通算できます（うち1か所は継続した4年以上の経験を有すること）。「児童福祉」・「児童指導」・「児童心理」は、すべての採用区分において、1年以上の期間を通算できます。「事務」以外の試験・選考区分は、各職種に関する業務従事歴が必要です

※7

「児童福祉」・「児童指導」・「児童心理」の試験・選考区分は、民間企業等における事務従事歴のうち、児童相談所等での業務従事歴が、1級職は2年以上、2級職（主任）は4年以上、3級職（係長級）は6年以上必要です

※8

経験者の「福祉」・「児童福祉」・「児童指導」・「児童心理」の試験・選考区分は、必要な資格・免許・経歴を有していることが条件です。また、業務従事歴については、必要な資格・免許・経歴を有した後の期間が対象です

※9

受験資格は、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する方になります

(1)

身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方

(2)

都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方

(3)

児童相談所等により知的障害者であると判定された方

(4)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方